

「役員等報酬規程」

社会福祉法人創絆福社会

社会福祉法人創絆福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人創絆福社会（以下「この法人」という。）定款第9条及び24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週3日以上出勤する者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等（常勤役員等以外の者）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額
- (2) 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費額

2 別表4に定める報酬は、同一日に複数の会議に出席した場合及び同日に合わせて業務を行った場合であっても、いずれか高額な報酬及び実費弁償費のみを支払うものとする。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬については、翌月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席したとき、及び法人業務等に従事したとき支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げて端数処理を行う。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人の職務証跡資料の作成に協力するものとする。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、令和7年7月1日より施行する。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額	
理事長	350,000円	月額
理事	300,000円	月額

別表2 (常勤役員等の賞与)

7月の賞与	報酬月額の1.5か月分	
12月の賞与	報酬月額の1.5か月分	

別表3 (常勤役員等の退職金)

在任年数	退職手当	
2年以上4年未満	最終報酬月額	
4年以上	最終報酬月額×係数	係数は1.5

※上記在任年数は1か年単位とし、端数があるときは1年に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1） 会議への出席等

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,000円	1,000円
評議員会出席報酬等	3,000円	1,000円
苦情対応第三者委員	3,000円	1,000円

（2） 法人及び施設業務のための出勤（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
役員等の業務報酬等	8,000円	1,000円
監事の監査等への出席	5,000円	1,000円
苦情対応第三者委員の報酬等	3,000円	1,000円

※役員等の業務報酬等は、出勤時間が3時間以内の場合は半額報酬とする。

別表5（総額）

区 分	人 数	年 総 額（最高限度額）
理 事	6人	10,000,000円以内
監 事	2人	100,000円以内
評議員	7人	100,000円以内